

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には、市役所などの行政機関のほか、学校や博物館や体育施設などの教育文化施設、病院等の医療施設などが集積しており、多様なサービスが既に提供されていることから、本計画期間内では新たな整備事業は行わない。しかし、これらの施設の中には、老朽化が進んでいるものも少なくないことから、今後、安心して暮らせるような環境整備が必要とされる。また、今後中心市街地への居住の推進を積極的に推進するためには、各施設での事業・サービスの充実により、快適な居住環境を実現していくことが求められる。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】鳥取県立美術館活用事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～		
【実施主体】	倉吉市		
【事業内容】	新設された鳥取県立美術館を活用し、各種集客イベントを実施する。また民間事業者や団体等が鳥取県立美術館を活用して実施するイベントに対して、その費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち		
【目標指標】	中心市街地全体の人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	新設された鳥取県立美術館を活用し、各種集客イベントを実施。地域住民の相互交流を促進することで魅力的で賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 打吹公園整備事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～令和 7 年度		
【実施主体】	倉吉市		
【事業内容】	体育施設（庭球場、野球場など）の改修、体験学習施設の改修。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち		
【目標指標】	中心市街地全体の人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	公園施設の改修等を行うことにより、利用者が安全に安心して利用できる憩いの場を提供し、居住人口の増加、交流人口の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）		
【支援措置実施時期】	平成 23 年度～令和 7 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし